

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年10月10日（令和6年（行情）諮問第1086号）

答申日：令和7年5月14日（令和7年度（行情）答申第20号）

事件名：情報保全隊における「示達等された使用基準額」に関する文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書100」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月31日付け防官文第16492号及び令和6年7月5日付け同第15815号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）

と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。
ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

アないしエ 上記（1）と同旨。

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

(3) 意見書

意見：本件開示決定は、開示請求者の請求文書を特定していない。

本件請求は、「情報収集等活動費の会計事務処理要領について（通達）」に記載された「取扱責任者が資金の交付を受けようとするときは、示達等された使用基準額の範囲内で、その所要額について請求書（付紙第5）により資金前渡官吏に請求する。」（3頁）という記述を根拠に行ったものである。

（該当箇所の抜粋（略））

請求に際して当該文書を添付しているので、諮問庁はその点は理解しているはずである。

本件請求の趣旨は、使用基準額を定めた文書を請求したものであり、諮問庁が特定した文書は的外れである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年7月31日付け防官文第16492号により、本件対象文書のうち、文書1について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和6年7月5日付け同第15815号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書100について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件各審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書の、それぞれ1枚目の一部については、情報収集等活動費に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊情報保全隊の業務内容が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (3) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (4) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (5) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年11月11日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和7年5月8日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部（上記第3の2に掲げる部分）を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求については、開示請求書に「情報保全隊における「示達等された使用基準額」に関する文書の全て（対象範囲は最新年度のもの）」及び「【裏面をご参照下さい】」と記載の上、別件の開示請求において開示された文書の一部が添付されていたことから、同文書に記載のある「示達等された使用基準額」に関する、最新年度の文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明は特段不自然、不合理とはいえない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、情報収集等活動費に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊情報保全隊の業務内容が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがある旨の諮問庁の上記第3の2の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由

があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

情報保全隊における「示達等された使用基準額」に関する文書の全て（対象範囲は最新年度のもの）。

2 本件対象文書

文書1	経費差引簿その2	北部情報保全隊本部
文書2	経費差引簿その2	自衛隊情報保全隊本部
文書3	経費差引簿その2	中央情報保全隊
文書4	経費差引簿その2	札幌情報保全派遣隊
文書5	経費差引簿その2	旭川情報保全派遣隊
文書6	経費差引簿その2	東千歳情報保全派遣隊
文書7	経費差引簿その2	帯広情報保全派遣隊
文書8	経費差引簿その2	真駒内情報保全派遣隊
文書9	経費差引簿その2	安平情報保全派遣隊
文書10	経費差引簿その2	遠軽情報保全派遣隊
文書11	経費差引簿その2	丘珠情報保全派遣隊
文書12	経費差引簿その2	上富良野情報保全派遣隊
文書13	経費差引簿その2	北恵庭情報保全派遣隊
文書14	経費差引簿その2	北千歳情報保全派遣隊
文書15	経費差引簿その2	釧路情報保全派遣隊
文書16	経費差引簿その2	倶知安情報保全派遣隊
文書17	経費差引簿その2	鹿追情報保全派遣隊
文書18	経費差引簿その2	静内情報保全派遣隊
文書19	経費差引簿その2	島松情報保全派遣隊
文書20	経費差引簿その2	滝川情報保全派遣隊
文書21	経費差引簿その2	名寄情報保全派遣隊
文書22	経費差引簿その2	美幌情報保全派遣隊
文書23	経費差引簿その2	別海情報保全派遣隊
文書24	経費差引簿その2	幌別情報保全派遣隊
文書25	経費差引簿その2	南恵庭情報保全派遣隊
文書26	経費差引簿その2	稚内情報保全派遣隊
文書27	経費差引簿その2	東北情報保全隊
文書28	経費差引簿その2	青森情報保全派遣隊
文書29	経費差引簿その2	弘前情報保全派遣隊
文書30	経費差引簿その2	八戸第1情報保全派遣隊
文書31	経費差引簿その2	岩手情報保全派遣隊

文書 3 2	経費差引簿その 2	多賀城情報保全派遣隊
文書 3 3	経費差引簿その 2	大和情報保全派遣隊
文書 3 4	経費差引簿その 2	仙台情報保全派遣隊
文書 3 5	経費差引簿その 2	船岡情報保全派遣隊
文書 3 6	経費差引簿その 2	神町情報保全派遣隊
文書 3 7	経費差引簿その 2	福島情報保全派遣隊
文書 3 8	経費差引簿その 2	郡山情報保全派遣隊
文書 3 9	経費差引簿その 2	東部情報保全隊
文書 4 0	経費差引簿その 2	大宮情報保全派遣隊
文書 4 1	経費差引簿その 2	新町情報保全派遣隊
文書 4 2	経費差引簿その 2	武山情報保全派遣隊
文書 4 3	経費差引簿その 2	立川情報保全派遣隊
文書 4 4	経費差引簿その 2	松本情報保全派遣隊
文書 4 5	経費差引簿その 2	中部情報保全隊
文書 4 6	経費差引簿その 2	千僧情報保全派遣隊
文書 4 7	経費差引簿その 2	守山情報保全派遣隊
文書 4 8	経費差引簿その 2	海田市情報保全派遣隊
文書 4 9	経費差引簿その 2	善通寺情報保全派遣隊
文書 5 0	経費差引簿その 2	青野原情報保全派遣隊
文書 5 1	経費差引簿その 2	明野情報保全派遣隊
文書 5 2	経費差引簿その 2	出雲情報保全派遣隊
文書 5 3	経費差引簿その 2	今津情報保全派遣隊
文書 5 4	経費差引簿その 2	宇治情報保全派遣隊
文書 5 5	経費差引簿その 2	大久保情報保全派遣隊
文書 5 6	経費差引簿その 2	大津情報保全派遣隊
文書 5 7	経費差引簿その 2	春日井情報保全派遣隊
文書 5 8	経費差引簿その 2	桂情報保全派遣隊
文書 5 9	経費差引簿その 2	金沢情報保全派遣隊
文書 6 0	経費差引簿その 2	岐阜第 1 情報保全派遣隊
文書 6 1	経費差引簿その 2	高知情報保全派遣隊
文書 6 2	経費差引簿その 2	鯖江情報保全派遣隊
文書 6 3	経費差引簿その 2	信太山情報保全派遣隊
文書 6 4	経費差引簿その 2	徳島第 1 情報保全派遣隊
文書 6 5	経費差引簿その 2	富山情報保全派遣隊
文書 6 6	経費差引簿その 2	豊川情報保全派遣隊
文書 6 7	経費差引簿その 2	久居情報保全派遣隊
文書 6 8	経費差引簿その 2	姫路情報保全派遣隊
文書 6 9	経費差引簿その 2	福知山情報保全派遣隊

文書70	経費差引簿その2	松山情報保全派遣隊
文書71	経費差引簿その2	八尾情報保全派遣隊
文書72	経費差引簿その2	山口情報保全派遣隊
文書73	経費差引簿その2	米子情報保全派遣隊
文書74	経費差引簿その2	和歌山情報保全派遣隊
文書75	経費差引簿その2	西部情報保全隊
文書76	経費差引簿その2	福岡情報保全派遣隊
文書77	経費差引簿その2	小倉情報保全派遣隊
文書78	経費差引簿その2	飯塚情報保全派遣隊
文書79	経費差引簿その2	対馬情報保全派遣隊
文書80	経費差引簿その2	小郡情報保全派遣隊
文書81	経費差引簿その2	目達原情報保全派遣隊
文書82	経費差引簿その2	久留米情報保全派遣隊
文書83	経費差引簿その2	前川原情報保全派遣隊
文書84	経費差引簿その2	相浦情報保全派遣隊
文書85	経費差引簿その2	大村第1情報保全派遣隊
文書86	経費差引簿その2	別府情報保全派遣隊
文書87	経費差引簿その2	湯布院情報保全派遣隊
文書88	経費差引簿その2	玖珠情報保全派遣隊
文書89	経費差引簿その2	北熊本情報保全派遣隊
文書90	経費差引簿その2	健軍情報保全派遣隊
文書91	経費差引簿その2	高遊原情報保全派遣隊
文書92	経費差引簿その2	国分情報保全派遣隊
文書93	経費差引簿その2	えびの情報保全派遣隊
文書94	経費差引簿その2	都城情報保全派遣隊
文書95	経費差引簿その2	川内情報保全派遣隊
文書96	経費差引簿その2	奄美情報保全派遣隊
文書97	経費差引簿その2	那覇第1情報保全派遣隊
文書98	経費差引簿その2	宮古島情報保全派遣隊
文書99	経費差引簿その2	石垣情報保全派遣隊
文書100	経費差引簿その2	与那国情報保全派遣隊